

第4回さんむの魅力フォトコンテスト

「さんむのいいところ発見」さんむの自慢」をテーマに募集を行い、39作品の応募をいただきました。約2カ月の間、さんぶの森図書館などに展示し、皆さんから投票をいただいた結果、9作品が入賞となりました。入賞作品は、4月30日まで、市役所1階市民ホールに展示します。

最優秀賞



▶「来光の時」

優秀賞



▲「光の共演」



▲「時計台の有る学舎」



▲「長光寺のしだれ桜」



- 最優秀賞 松下 光見さん「来光の時」
 優秀賞 渡辺 一さん「光の共演」
 三浦 務さん「長光寺のしだれ桜」
 松下 光見さん「時計台の有る学舎」
 入賞 森田 剛功さん「平成大橋の夜景」
 小畑 正木さん「農作業」
 松下 光見さん「春の訪れ」
 渡辺 清子さん「希望」「みんなでいこう！」

☎ 都市整備課 ☎0475(80)1191

山武市景観計画策定

市内には、九十九里浜やサンブスギに代表される丘陵地の自然的景観、広大な田園、屋敷林に囲まれた集落地など、多様な景観があります。この景観を守り、また、これからの景観を創り、次の世代へと引き継ぐために「山武市景観計画」を策定しました。

計画策定の経緯

景観計画を策定するため、平成22年度から取り組みを開始し、「景観ワイワイ広場」や「景観計画策定委員会」などからご意見をいただき策定を進め、平成27年3月に公表しました。

景観計画とは

山武市の景観の目指すべきビジョンを提示し、景観づくりの施策の基本的事項を定めたものです。良好な景観を形成するための目標や方針のほか、景観形成について市民・行政・事業者が配慮すべき点を示した景観形成基準、一定規模以上の建築など、景観に影響を与える行為に対する届出制度などを定めています。

理念・目標・方針

景観計画では、理念を「未来へ

とつなぐさんむの景観」とし、その実現に向けて目標・方針を定めています。

景観形成基準

良好な景観を形成していくためには、例を挙げると、一人ひとりの家自体が山武市の景観の一部であるということをご理解いただき、建物などを建てる場合は、景観に配慮していただくこととなります。このことから、市民・行政・事業者が共有する景観配慮事項として、景観形成基準を定めています。

一定規模以上の建築などの届出

建物を建てる場合など、全ての行為について景観形成基準などを踏まえ、景観に配慮する必要があります。このうち、特に景観に影響を与えることとなる一定規模以上の建築物・工作物などは、建築などの行為を着手する30日前までに届け出が必要となります。

※10月以降に着手する一定規模以上の建築物・工作物等についてはご留意ください。詳細は、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 都市整備課

☎0475(80)1191



千葉県議会議員一般選挙 山武市議会議員一般選挙

千葉県議会議員一般選挙

投票日
4月12日(日)
7:00~20:00

投票できる人▶平成7年4月13日以前に生まれ、山武市内に引き続き3カ月以上住所のある方（平成27年1月2日以前に転入された方を含む）。

※本年1月3日以降、千葉県内の他の市町村から本市に転入された方は、旧住所地で原則として投票できます。この場合、市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となります。

開票▶4月12日(日) 午後9時~ 松尾小学校体育館

期日前・不在者投票期間

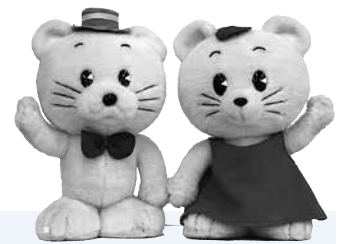
4月4日(土)~11日(土)

場所 市役所・出張所（山武・蓮沼・松尾）

時間 午前8時30分~午後8時

■投票所入場整理券

告示日以降に発送しますので、届くまで数日かかります。投票日まで大切に保管し、投票日当日にご持参ください。なお、入場整理券が届かない、もしくは紛失してしまった場合でも、投票要件を満たしている方は投票できます（投票所の受付または期日前投票所の受付でお申し出ください）。



山武市議会議員一般選挙

投票日
4月26日(日)
7:00~20:00

投票できる人▶平成7年4月27日以前に生まれ、山武市内に引き続き3カ月以上住所のある方（平成27年1月18日以前に転入された方を含む）。

開票▶4月26日(日) 午後9時~ 松尾小学校体育館

期日前・不在者投票期間

4月20日(月)~25日(土)

場所 市役所・出張所（山武・蓮沼・松尾）

時間 午前8時30分~午後8時

【投票所一覧】

投票区	施設名	住所	投票区	施設名	住所
第1	成東学童クラブ	成東3005番地1	第15	中戸田下公民館	戸田1271番
第2	成東保健福祉センター	殿台296番地	第16	さんぶの森中央会館ホール	埴谷1904番地3
第3	成東中学校	和田567番地	第17	山武特産物直売所	日向台1番地23
第4	大富小学校体育館	新泉ト60番地	第18	日向幼稚園	雨坪12番地
第5	南郷小学校体育館	上横地884番地1	第19	本郷生活研修センター	森534番地
第6	草深公民館	草深683番地	第20	山武西小学校	大木13番地
第7	白幡住宅集会所	白幡1981番地	第21	上谷区民館	蓮沼イの2799番地1
第8	鳴浜連絡所	本須賀1385番地	第22	殿下区民館	蓮沼口の1728番地
第9	本須賀第二区公民館	本須賀3841番地11	第23	南八区区民館	蓮沼二の5150番地
第10	緑海交流センター	松ヶ谷イ3122番地1	第24	南浜区民館	蓮沼二の4527番地1
第11	中谷之下公民館	松ヶ谷ロ1120番地2	第25	松尾小学校体育館	松尾町猿尾383番地
第12	睦岡小学校体育館	埴谷771番地	第26	八田共同利用施設	松尾町八田1191番地
第13	山武北小学校体育館	沖渡699番地	第27	おおひらこども園	松尾町広根1182番地1
第14	中津田公民館	中津田434番地1	第28	豊岡小学校体育館	松尾町金尾441番地

※「投票所入場整理券」に記載された投票所で投票ください。

※第25投票区投票所の場所が変更になりますのでご注意ください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎0475(80)1261

コンビニ証明書交付サービス 税証明書の追加のお知らせ

コンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおいて、「所得課税証明書」、「所得証明書」、「課税（非課税）証明書」、「児童手当所得証明」の取得が可能になりました。休日や夜間でも利用いただけます。
※現年度分のみ発行が可能です。
利用できる場所

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクス
※マルチコピー端末を設置していない店舗は対象外です。

利用できる時間

午前6時半～午後11時（年末年始、保守点検日を除く）

手数料

1通200円（市役所窓口で取得の場合1通300円）

サービスを利用できる方

山武市に住民登録があり、住基カードをお持ちで、コンビニ交付サービス登録済みの方。
※住基カードの交付、サービス利用の申し込みは市民課、各出張所窓口で受け付けます。

課税課

☎0475(80)1281

4月1日から市役所等の窓口受付時間が変わります

変更前 午前8時30分～午後5時30分



変更後 午前8時30分～午後5時15分



対象 市役所・出張所・教育委員会・保健福祉センター・浄水場（水道課）

○ご理解ご協力をお願いします。

☎ 総務課 ☎0475(80)1117



4月から市役所組織を一部変更します！

【変更前】

総務部	総務課	行政係
		職員係
	秘書課	秘書係
		渉外係

【変更後】

総務課	行政係 ☎0475(80)1112	議案の調製、直接請求、訟務、行政組織、行政境界、平和事業、自衛官募集、条例の審査、文書管理、情報公開および個人情報保護、庁舎案内など
	職員係 ☎0475(80)1117	職員の採用、人事、給与、福利厚生、健康管理、研修、人事評価など
	秘書室 (秘書渉外担当) ☎0475(80)1291	秘書、儀式、市長会、叙位叙勲、褒章および表彰、名誉市民、市政の広聴、東北被災地への復興支援など
	東京オリンピック・パラリンピック戦略推進室 ☎0475(80)1633	(東京オリンピック・パラリンピック戦略推進担当) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する企画および連絡調整など

【変更前】

経済環境部	農商工・観光課	農水係
		農業土木係
		商工係
		観光係
	わがまち活性課	新規事業室
		バイオマス推進室

【変更後】

農林水産課	農水係 ☎0475(80)1211	農業振興地域整備計画、米消費拡大、水田農業対策、農家組合、農林水産業制度資金、結婚相談、有害鳥獣駆除、病虫害の防除、農業経営基盤強化、農地保全事業、農業改良普及事業、産業祭等、農家生活改善、畜産、水産業、農産物加工施設、産業拠点施設など
	農業土木係 ☎0475(80)1212	農林道や農業用施設等の整備並びに維持管理、土地改良事業、農業農村整備事業、林道および治山事業、農林水産関係の災害復旧、農業集落排水事業など
	バイオマス推進室 ☎0475(80)1213	バイオマスの推進、林業の振興、新エネルギーの推進など
わがまち活性課	商工観光係 ☎0475(80)1201	商業の指導・育成、商工会、工業の育成、消費生活、天然資源、計量検査、砂利の採取、中小企業融資あつせん、労働および雇用、観光施設の整備および維持管理、自然公園、自然歩道、海水浴場の設置、海岸や海岸駐車場の管理、観光イベントなど
	経済活性化推進室 ☎0475(80)1202	地域産業の活性化、エコノミックガーデニング事業の推進、農商工連携支援、6次産業化の推進など

☎ 総務課 ☎0475(80)1112

介護保険制度が変わります

介護保険制度では3年ごとに、介護サービスの利用者数を推計し、サービス量と費用を見込む介護保険事業計画を策定し、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を算出しています。平成27年度からは「第6期介護保険事業計画」がスタートし、介護保険料等が変更になりました。



特別養護老人ホームへの

入所要件の変更

今まで要介護1～5の人が入所対象となっていた特別養護老人ホームへの入所要件が、原則「要介護3～5」となります。ただし、要介護1・2の人でも、やむを得ない事情があると認められる場合、所定の手続きを経て入所が可能となる場合があります。

なお、現在入所している人は、4月以降も継続して入所できます。

利用者負担割合の変更(8月)

要介護(要支援)の認定を受け、介護(予防)サービスを利用した際の自己負担分が、現在の一律「1割負担」から一定以上の所得の人は「2割負担」に変更となります。原則「合計所得金額160万円以上」の人が対象となります。市では認定者全員に、対象となる負担割合を記

載した負担割合証を7月頃に送付する予定です。

負担限度額認定証

認定基準の変更(8月)

介護保険施設や短期入所を利用の際に、食費・居住費が減額となる制度の判定要件に「配偶者の課税状況」と「預貯金などの資産の状況」が追加されます。

所得によって11段階に

平成27～29年度の保険料の基準額は、6万2760円(月額5230円)となります。

新たな保険料は、より所得に応じたものにするため、これまでの8段階から11段階に変更しました(下表参照)。保険料は基準額をもとに、本人や世帯員の住民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて決まります。

保険料の納め方

65歳以上の保険料は、65歳になった月(誕生日の前日が属する月)分から納めます。

◆特別徴収(年金天引)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の方が対象。介護保険料を年金から天引き(特別徴収)されている場合、4月・6月・8月支給の年金から天引きされる介護保険料は、原則2月に天引きされた保険料と同額です。平成27年度の市民税課税状況が確定していないため仮徴収するものです。平成27

年度の年額保険料は、7月に郵送する「介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

◆普通徴収(納付書・口座振替)

年金額が年額で18万円未満の方。年度途中で65歳になった場合や、他市町村から転入した場合は、一定の期間、普通徴収となります。口座振替を利用すると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。

高年齢者福祉課

☎0475(80)2641

第6期介護保険料(平成27～29年度)

保険料の段階	対象	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	28,240円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	47,070円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	47,070円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	56,480円
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	62,760円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	75,310円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	81,580円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	94,140円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	106,690円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	114,220円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	121,760円